



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 関 する 承 認 申 請 書 提 出 の お 知 ら せ

当社は、平成 28 年 8 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる有価証券報告書
平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書
2. 延長前の提出期限
平成 28 年 8 月 15 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 28 年 9 月 9 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 28 年 7 月 29 日に公表した「会計監査人の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、平成 28 年 8 月 30 日開催予定の第 8 期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、会計監査人を退任する旨の連絡を受け、平成 28 年 7 月 29 日開催の取締役会で受理いたしました。

これを受け、直ちに一時会計監査人の選定作業を開始したところ、新創監査法人との間で、第三者委員会の調査結果（平成 28 年 6 月 25 日公表した「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」）及び平成 28 年 3 月 期 有 価 証 券 報 告 書 の 監 査 結 果 （平成 28 年 7 月 29 日公表した「平成 28 年 3 月 期 有 価 証 券 報 告 書 の 提 出 及 び 有 価 証 券 届 出 書 の 訂 正 届 出 書 並 び に 訂 正 書 類 等 の 提 出 に 関 する お 知 ら せ」）を踏まえたうえ、後任の会計監査人候補として監査契約締結に向けて協議を行ってまいりました結果、本日公表した「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり平成 28 年 8 月 11 日開催の監査役会において、新創監査法人を当社の一時的会計監査人として選任したところです。

しかしながら、新創監査法人による期首残高の監査や四半期レビューは選任後直ちに開始されておりますが、十分な監査期間が確保されていないことから、四半期財務諸表に関する監査証明（四半期レビュー）が提出期限である 8 月 15 日までには受領できない見通しとなりました。

5. 今後の見通し

四半期報告書の提出期限延長についての申請承認を受けた場合には速やかにお知らせします。

株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上